

タクシー物価高騰緊急対策支援金 申請要領

この要領は、タクシー物価高騰緊急対策支援金の申請にあたって必要な事項をまとめたものです。申請にあたっては、タクシー物価高騰緊急対策支援金交付要綱のほかこの要領をよく読んで、遺漏ないように行ってください。

1 事業概要

物価高騰の影響を大きく受けているタクシー事業の維持を図るため、タクシー事業者に対し車両の維持にかかる費用を支援します。

2 支援対象者

① タクシー事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者であって、県内に営業所を有する者

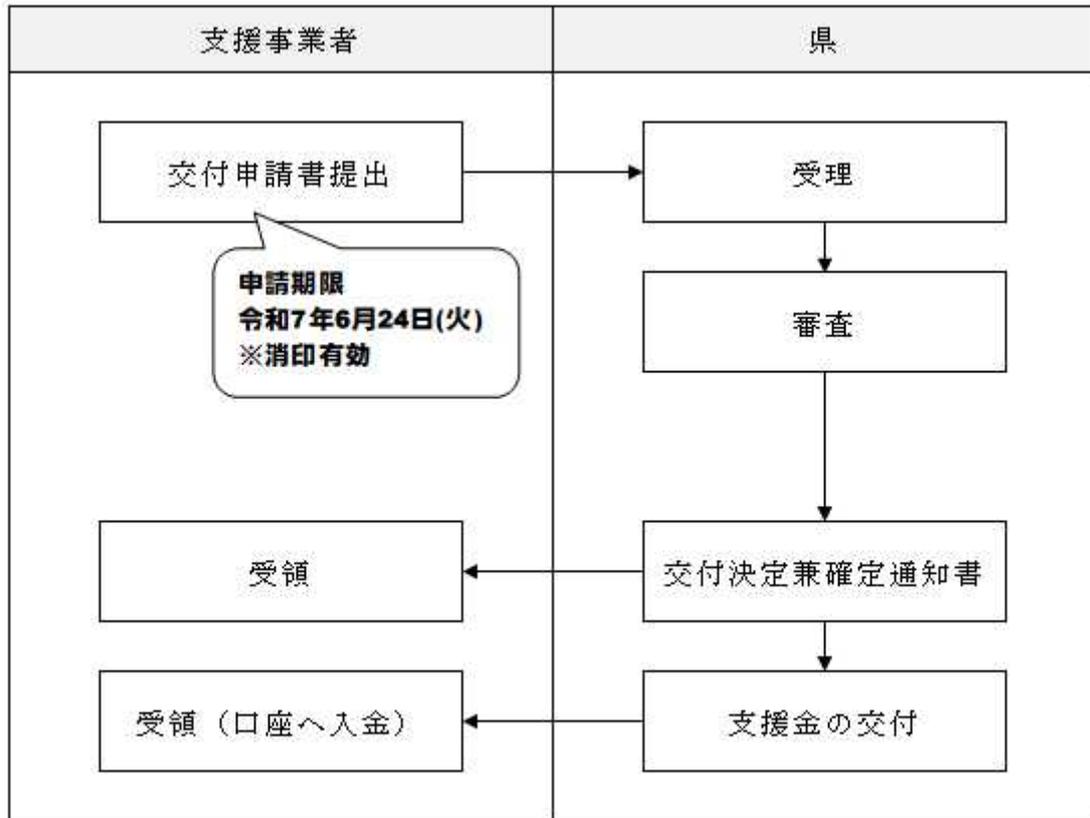
3 支援の内容

区分	支援対象	支援額
タクシー事業者	令和7年4月1日時点において有効な車検証を備え付けているタクシー車両※の維持に要する費用	車両台数×3万円

※福祉自動車を除く

4 申請手続き

(1) 手続きの流れ



(2) 申請期限

令和7年6月24日(火) ※消印有効

(3) 申請書類、申請先

別紙のとおり

5 注意事項

- ・審査に1ヶ月程度要する場合があります。
- ・申請内容に虚偽や誤りがある場合は、支援金の返還を求めることがあります。
- ・書類に不備や誤りがある場合、確認作業に時間を要し、支援金の交付決定が遅れる、または交付決定ができないおそれがありますので、提出書類はこの要領や記載例を参考に準備してください。

6 問い合わせ先

区分	問い合わせ先	電話番号	時間 (平日のみ)
静岡県タクシー協会員	静岡県タクシー協会	054-261-1401	9時～17時
静岡県個人タクシー協会員	静岡県個人タクシー協会	054-261-6770	9時～17時
上記以外	静岡県地域交通課	054-221-2852	9時～17時

① 提出書類

番号	必要書類	備考
1	交付申請書	様式あり(押印不要)
2	申請車両一覧	様式あり(押印不要)
3	事業許可書、免許状等の写し※ ¹	一般乗用旅客自動車運送事業の事業許可がわかる書類
4	自動車検査証記録事項の写し※ ²	申請車両全てのもの
5	令和7年4月1日時点で有効なタクシー車両の任意保険(共済)の保険証券の写し※ ³	保険期間、車両番号がわかるページ
6	口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書 ※ <u>過去の県補助・支援金受取から口座・名義人に変更がない場合は不要</u>	様式あり(押印不要)
7	振込を希望する口座の通帳の写し	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号がわかるもの
8	タクシー物価高騰緊急対策支援金の申請に関する誓約書	様式あり(押印不要)
9	交付申請チェックリスト	様式あり(押印不要)

※1 書類の例

事業許可書、免許状、譲渡譲受認可書、期限変更通知書(個人タクシーのみ)、許可証明願(静岡運輸支局長の証明を受けたものに限る)等

※2 令和7年4月2日以降、申請日までに車検を更新した場合

車検証:最新の自動車検査証記録事項の写しを提出してください。

保険証券:保険期間に令和7年4月1日を含むものを提出してください。

※3 書類番号4で令和7年4月1日に有効であることが確認できる場合は省略可

上記の書類で確認できない場合、追加書類の提出を求めることがあります。

② 申請書提出先(郵送による)

静岡県タクシー協会	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-26 商業組合静岡県タクシー協会
静岡県個人タクシー協会	〒420-0822 静岡市葵区宮前町106-4 静岡県個人タクシー協会
上記以外 (法人・個人問わず)	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県地域交通課